

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

○改正のポイント

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七二号）（環境省）

- 1 公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）第二六条第一項に基づく介護加算額を、四万六、六〇〇円に改めることとしている。（第一条関係）
- 2 法第四〇条第一項に基づく療養手当の額を、月額三万八、九〇〇円等に改めることとしている。（第二三条関係）
- 3 法第四一条第一項に基づく葬祭料の額を、七〇万九、〇〇〇円に改めることとしている。（第二四条関係）
- 4 法第五四条第二項第一号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額を、三九円四〇銭に改めることとしている。（第三四条第一号関係）
- 5 法第五四条第二項第二号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額を、一、八七〇円八八銭等に改めることとしている。（第三四条第二号及び別表第五関係）

○政令第七十二号（令和六年三月二十七日）

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「四万六千二百円」を「四万六千六百円」に改める。

第二十三条の表一の項中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、同表二の項中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同表三の項及び四の項中「二万六千二百円」を「二万七千円」に改め、同表五の項中「二万四千二百円」を「二万五千元」に改める。

第二十四条中「六十八万三千元」を「七十万九千元」に改める。

第三十四条第一号中「四十一円四十八銭」を「三十九円四十銭」に改める。

別表第五の一の項中「千八百八円九十二銭」を「千八百七十円八十八銭」に改め、同表の二の項中「千二百二十三円六十八銭」を「千二百六十五円六十銭」に改め、同表の三の項中「千百十七円二十七銭」を「千二百五十五円五十五銭」に改め、同表の四の項中「千六十四円七銭」を「千百円五十二銭」に改め、同表の五の項中「七百九十八円五銭」を「八百二十五円三十九銭」に改め、同表の六の項中「百十八円二十三銭」を「百二十二円二十八銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 令和六年三月以前の月分の介護加算額、同月以前の月分の療養手当の額、同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額及び令和五年度以前の年度の汚染負荷量賦課金については、なお従前の例による。